



No.282

2022 Feb.

2

奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

The Kiyuna

http://www.eonet.ne.jp/~asn/

発行人:

関西障害者定期刊行物協会

編集人: 奈良県自閉症協会

支部長&事務局: 河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料1部 100円

会員は会費に含まれています。



一九九六年五月一日第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行

毎年4月2日は「世界自閉症啓発デー」であり、日本では4月2日から8日を発達障害啓発週間として、自閉症をはじめとする発達障害への理解促進のために集中啓発がおこなわれます。

また4月の1カ月間は「自閉症啓発月間」ともされています。この、「世界自閉症啓発デー」(WorldAutism Awareness Day)が4月2日に決まっていたいきさつは、2007年12月18日に開催された国連総会で、カタール王国モータ王妃(シェイカ・モータ・ビント・ナサ・アル・ミスネッド首長妃)の提案により採択されたことによります。以来、毎年、世界各地で自閉症をはじめとする発達障害について、広く啓発する取り組みが行われ、全世界の人々に自閉症を理解してもらう取組が各国で行われています。日本では、東京タワーのブルーライトアップをはじめ関連イベント

が全国各地で行われています。自閉症・発達障害啓発のシンボルカラーのブルーは、「癒し」や「希望」を意味し、自閉症をはじめとする発達障害のある人だけでなく誰もが幸せに暮らすことができる社会の実現をめざした啓発活動が取り組まれます。ちなみに3月21日が世界ダウン症の日なのは、ダウン症が21番染色体が3本であることに由来するようです。私たちの奈良県においては、2017年の4月2日から今日まで、大和郡山城天守台展望台においてブルーライトアップが続けられています。この県内で初のブルーライトアップが開始されたいきさつについては、「きずな」No216の2016年7月号に掲載されています。2016年6月26日に大和郡山市福祉会館で行われた特定非営利活動法人奈良県自閉症協会の総会において、来賓としてお越しになった上田清大和郡山

市長が来賓挨拶の中で、大和郡山市の平成施設整備事業であった郡山城址展望台がもうすぐ完成するので、完成イベントの一つとして、ブルーライトアップに取り組んであげようとの話が来賓あいさつでされたことに始まります。コロナ禍における昨年の4月2日は、お城まつりは中止されていたのですが、ブルーライトは灯っていました。これまでの特定非営利活動法人奈良県自閉症協会の自閉症啓発デーの取り組みについては、奈良県自閉症協会のホームページに記録が残されていますのでご覧ください。そして、今後も自閉症をはじめ発達障害についてのご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

(河村)



ワクチンの噂

『ワクチンの噂 どう広まり、なぜいつまでも消えないのか』(ハイジ・J・ラーソン 著/小田嶋由美子 訳) みすず書房より...18歳の時、自ら予約して“初接種”...反ワクチン派の両親を持つ青年が語った「噂やデマを信じる人との向き合い方」

最近、ごく近い人がコロナワクチンを接種していないと知った。健

康上の事情があるわけではない。思わず打たない理由を尋ねながらも、私は彼女の答えを聞くのが少し怖かった。果たして、彼女が語るコロナワクチン(あるいはワクチンそのもの)への不信感は、どれも科学的には解決済みに思えた。集団免疫を獲得するという社会的な意義が考慮されていないのも気になった。それらを伝えようと試みたが、途端に硬化した彼女の態度から、その行為

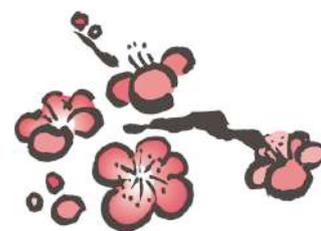
がお節介どころか、ある種の侮辱と受け止められかねないことを悟った。 コロナワクチンについてはこの2年間、研究者や医師らに取材を重ね、たくさんの記事を書いた。そんな自分が、いざプライベートな関係性の中で語ろうとすると、有効な言葉を見失ってしまうことに内心、動揺した。ワクチンについての科学的エビデンスはなぜ時に届きにくく、なぜこんなにも対話が難し

いのだろう——。人類学者のラーソンが書いたこの本は、今回のパンデミックの前に書かれたが、その問いに複雑だが納得のいく答えをくれた。世界のワクチン忌避の状況は深刻だ。例えば2018年、欧州では麻疹が大流行し、子供と大人を合わせて約8万3000人の感染者と72人の死者を出した。これは同年の全アフリカ諸国の麻疹の患者数の2倍以上という。2019年にはさらに感染が拡大した。ラーソンはこの状況を山火事に例える。山火事には火元がある。その一人が、かつて「MMRワクチンは自閉症を引き起こす」という論文を発表し、SNSも巧みに利用して影響力を広げた英国出身の元医師だ。すでに論文は撤回されているにもかかわらず、反ワクチン派の人々に熱狂的に支持されている。だが、科学的に否定された噂が世界で広がり続けるのは、こうした少

数のリーダーのせいだけではない。ラーソンはこう看破する。「ワクチンの問題は、現代医療が成功をおさめ、技術を過信したことで、技術の土台となるもの——政府に対する国民の信頼、大企業への信頼、社会的協調など——の脆弱さを見落としたことに原因がある」と。希望を感じるのは、米国のあるティーンエージャーのエピソードだ。彼はワクチンを信じない両親のもとで育ち、18歳の時に初めて自分で予約を入れてワクチンを接種した。世界ワクチンサミットで登壇した彼は、ワクチンの安全性と有効性は科学によって認められていると指摘した。その上で、ワクチンを打たせなかった母親の「悪意」を否定し、噂やデマを信じる人を悪者扱いせず、共感や敬意を持って相互関係を築くことを求めた。「必要なのは、懸念、噂、白熱する議論を育む肥沃な土壌を根本的

に変えること」だというラーソンの主張を実現するための、一つのヒントがここにある。※ Heidi J. Larson/1957年生まれ。ロンドン大学衛生熱帯医学大学院人類学教授、リスクデザイン・サイエンス教授。ワクチン・コンフィデンス・プロジェクトの創設者。ユニセフでグローバル予防接種コミュニケーション部門を率いた経験がある。

以上の文＝須田 桃子／週刊文春2022年2月17日号(2月14日配信の文春オンラインの記事より)



新型コロナウイルス対応について

障害者支援施設等での新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた対応について(令和4年1月21日付の厚労省からの事務連絡)

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。今般、新型コロナウイルス感染症が感染拡大しており、これまで経験したことのない速さで新規感染者数が急速に増加しています。また、ワクチンの初回免疫によるオミクロン株感染に対する重症化予防効果は一定保たれているものの、発症予防効果は著しく低下する可能性があります。このような状況の中、障害者支援施設等において、施設入所等する障害者等が感染し施設内療養することや、施設等従事者が濃厚接触者となることによる従事者の不足により応援職員の派遣が必要となる事態が生じる

ことが懸念されます。このような新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた障害者支援施設等における対応については、「今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた障害者支援施設等における対応について」(令和3年10月25日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡。以下「令和3年10月25日事務連絡」という。(別添))において、取りまとめてお知らせしたところですが、今般の状況を踏まえ、令和3年10月25日事務連絡の内容について改めてご確認いただくようお願いいたします。また、令和3年10月25日事務連絡の内容のうち、今般特に重要と考えられる事項を下記1.にお示ししますので、都道府県におかれましては、対応状況を再確認の上、その結果を別紙様式にて厚生労働省に報告いただくようお願い

いたします。また、新型コロナウイルスワクチンの追加接種の取扱い及びその他関連する最近の事項について、下記2.3.に再度お示ししますので、ご確認をお願いします。なお、障害福祉サービス事業者等によるサービス継続に関しても、本事務連絡及び令和3年10月25日事務連絡の内容を参照するとともに、厚生労働省で作成した業務継続計画に関するガイドライン等(※)を参考にした取組が事業者にて実施されるよう引き続きお願いいたします。(※) 新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.htm

… 記 …

1. 障害者支援施設等での感染拡大に備えた対応のうち、以下の事項

<p>に係る対応状況の再確認及び厚生労働省への報告について</p> <p>各都道府県は、令和3年10月25日付け事務連絡のうち、以下の（1）から（4）に記載されている体制の構築状況等について、障害保健福祉主管部（局）と衛生主管部（局）とで必要に応じて連携し再確認いただき、その結果を、別紙の報告様式により、1月26日（水）までに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課（houreishougai@mhlw.go.jp）宛に電子メールにて提出すること。（1）の応援職員の派遣体制の構築状況・（2）の医療従事者や感染管理専門家等の派遣体制の構築状況・（3）の障害特性等を踏まえた受入医療機関の整備の構築状況・（4）の必要な物資の供給体制の構築状況（令和3年10月25日付け事務連絡の抜粋（【】は当該事務連絡での</p>	<p>該当箇所）（1）応援職員の派遣【3.（2）②】都道府県においては、平時から都道府県単位の障害福祉サービス事業所・施設等の関係団体等と連携・調整し、緊急時に備えた応援体制を構築するとともに、各施設、法人内の調整でも職員の不足が見込まれる場合等に、応援職員の派遣依頼があった場合は適切に対応すること。また、都道府県、指定都市及び中核市においては、施設等で感染者が発生した場合などに、地域の他の障害福祉サービス事業所・施設等と連携して当該事業所・施設等に対する支援を実施するために必要な経費を支援する補助制度を活用することができること。（2）感染者発生時の医療従事者や感染管理専門家等の派遣【3.（2）①】各都道府県には、感染者が発生した場合に、感染制御・業務継続支援チームが支援を行い、また、必要に応じて専門家や</p>	<p>DMAT・DPAT等の医療チーム等を迅速に派遣できる体制を構築していたため、感染が確認された場合に迅速に対応できるよう、都道府県内で連携を図っておくこと。また、障害者支援施設等においてクラスターが発生した場合の対応等について、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部地域支援班及びクラスター対策班では、各班に所属するDMATや感染症管理の専門家による相談対応や、都道府県の要請に基づき必要な人材の派遣等を行うなどの支援を行っていること。（3）障害特性等を踏まえた受入医療機関の整備【2.】感染者等が発生した場合に備えた事前準備として、障害者等各々の障害特性等を踏まえた受入医療機関の整備や、特別な意思疎通支援が必要な者が患者である場合におけるコミュニケーション支援をはじめとする入院中における障害特</p>
<p>性を踏まえた配慮の検討について、1月27日事務連絡において検討をお願いしているところであり、都道府県は、引き続き検討を行うこと。（4）必要な物資の供給にかかる支援【2.】支援体制整備や検査の実施にあたっては、都道府県等の衛生部局が中心となりつつ、施設の種類・構造等に係る情報収集、職員の応援、物資の供給等については福祉部局等も協働し、組織的な対応を行うこと。</p> <p>2. 新型コロナワクチンの追加接種の接種間隔の短縮について</p> <p>障害者支援施設等入所者等及び従事者への追加接種に係る体制整備や、初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施できる障害者支援施設等入所者等及び従事者、通所サービス事業所の利用者及び従事者の範囲について、「障害者支援施設等入所者等及び従事者への新型コロナウイルス感</p>	<p>染症に係る予防接種（追加接種）について」（令和3年11月25日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課ほか連名事務連絡）（https://www.mhlw.go.jp/content/000858529.pdf）及び「障害者支援施設等の入所者等における初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」（令和3年12月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課ほか連名事務連絡（以下「令和3年12月28日事務連絡」という。））（https://www.mhlw.go.jp/content/000875509.pdf）にてお示したところである。令和3年12月28日事務連絡においては、重症化リスクの高い入所者が多い施設における接種を優先することに留意しつつ、高齢者が入所等する障害者支援施設等の入所者等に</p>	<p>対して接種間隔を短縮し追加接種を実施する場合は、施設・事業所単位で高齢者以外の入所者等に同時に接種することも差し支えない旨をお示ししている。さらに「追加接種の速やかな実施について」（令和4年1月13日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）（https://www.mhlw.go.jp/content/000880781.pdf）により、追加接種の対象者に対して、速やかに追加接種を実施するために留意すべき事項をお知らせしており、その迅速な実施を改めてお願いする。</p> <p>3. その他関連する最近の事項</p> <p>（1）濃厚接触者の取扱いについて</p> <p>B.1.1.529系統（オミクロン株）の濃厚接触者の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策</p>

推進本部事務連絡)
 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000881571.pdf>)において、社会機能維持者に限り、最終曝露日から10日を待たず、6日目等の検査が陰性であった場合でも待機を解除する取扱いを実施できる旨お示したところである。この社会機能維持者については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日(令和4年1月19日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、「事業の継続が求められる事業者」として、「高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者」が挙げられており、障害福祉サービス事業所等の従事者も含まれることを申し添える。(2)一斉検査及び集中的実施計画に基づく定期的検査についてこれまで、感染拡大の傾向が見られた場合に、

クラスターが発生している地域において、障害者支援施設等を含む高齢者施設等に対する一斉検査や感染が生じやすい場所・集団等に対する検査等を積極的に行うよう要請するとともに、「オミクロン株の感染流行に備えた検査・保健・医療提供体制の点検・強化の考え方について」(令和3年12月22日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)(<https://www.mhlw.go.jp/content/000870904.pdf>)、障害者支援施設等を含む高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画に基づく検査の実施手順等についてお示ししてきたところであるが(「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」(令和4年1月7日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)(<https://www.mhlw.go.jp/content/000878155.pdf>))、衛生主管部(局)と障害保健福祉主管部(局)が連携し、引き続き集中的実施計画の策定や当該計画に基づく検査の実施について、対応いただきたい。

pdf))、衛生主管部(局)と障害保健福祉主管部(局)が連携し、引き続き集中的実施計画の策定や当該計画に基づく検査の実施について、対応いただきたい。
 (3)治療薬の活用について
 治療薬の活用については、「新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬の医療機関への配分について」(令和3年7月20日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)(<https://www.mhlw.go.jp/content/000875185.pdf>)及び「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の医療機関及び薬局への配分について」(令和3年12月24日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡)(<https://www.mhlw.go.jp/content/000875186.pdf>)において示されている。内容に従い適切に対応していただきたい。以上

障害者総合支援法改正法について

障害者総合支援法改正法 施行後3年の見直しについて
 障害者総合支援法・児童福祉法改正について、奈良自閉症協会のメーリングリストに参加しておられる方にはお知らせしましたが、日本自閉症協会に、この件について自民党、公明党よりヒアリングをしたいとの連絡があり、皆様よりのご意見を願いました。期限が1月末日でありだったのでご意見いただいた方にはお時間のないところでのお願いで申し訳ございませんでした。中間整理(案)全文は厚生労働省のホームページにPDF版で全文が掲載されていますのでぜひご覧ください。(河村)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000862036.pdf>
 法改正にあたり検討する論点として

1. 障害者の居住支援について2. 障害者の相談支援等について3. 障害者の就労支援について4. 精神障害者等に対する支援について5. 障害福祉サービス等の質の確保・向上について6. 制度の持続可能性の確保について7. 居住地特例について8. 高齢の障害者に対する支援等について9. 障害者虐待の防止について10. 地域生活支援事業について11. 意思疎通支援について12. 療育手帳の在り方について。以上があげられています。長文ですので基本的な考え方の部分を掲載しておきます。
 基本的な考え方…障害者総合支援法改正法の施行後3年間の施行状況を踏まえ、今回の見直しの基本的な考え方について、「1. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づ

くり」、「2. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応」、「3. 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現」の3つの柱に整理した。こうした基本的な考え方に沿って、当事者中心に考えるべきとの視点をもち、どのように暮らしどのように働きたいかなど障害者本人の願いをできる限り実現していけるよう、支援の充実を図っていくべきである。
 1. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり(1) 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実○ 障害者の入所施設や病院からの地域移行を進め、障害者が地域生活を安心して送れるよう、障害者が希望する多様な地域生活の実現に向けた支援や地域生活支援拠点等の整備・充実等を行うことが必要である。○ どのような相談もまずは受け止める、アクセスしや

すい相談体制を整備するため、地域で中核的な役割を果たす相談支援の機関を中心に、本人の希望する暮らしを形づくり、継続するための相談支援の充実・強化が必要である。

○ こうした取組を進めるに当たっては、障害者総合支援法の基本理念である「可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること」、「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されること等を踏まえ、入所施設や病院からの地域移行を促進する必要があることを改めて明確化していくとともに、親元からの自立を含めたライフステージ全体や、様々な地域生活を支える社会資源全体も視野に入れた総合的な支援を進めていく必要がある。

(2) 地域共生社会の実現○ 高齢、子ども、生活困窮等の分野の施

策と連携し、相談支援や社会参加支援、居場所づくりといった支援を一体的に実施する重層的支援体制の整備が進められており、今回の見直しにおいても、地域共生社会を実現する地域づくりに資する取組を推進する必要がある。

(3) 医療と福祉の連携の推進○ 障害者の地域生活を支えていくためには、障害者の高齢化や障害の重度化、医療的ケア児・者への支援の必要性を踏まえ、障害者の医療、福祉及びその他の施策が連携して支えていくことが必要である。

○ このため、就労系サービスも含めた障害福祉サービスの利用や相談支援など、地域生活や就労等の様々な場面において医療と連携した支援が行われることが重要であり、その連携の在り方について、引き続き検討が必要である。

(4) 精神障害者の地域生活に向けた包括的な支援○ 精神障害の有無や程度にかかわ

らず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、就労等の社会参加、地域の助け合い、普及啓発が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築をさらに推進する方策を引き続き検討する必要がある。

2. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

(1) 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築○ 発達障害の認知の広がりや女性の就業率の上昇に伴う預かりニーズの増加により、児童発達支援や放課後等デイサービスのサービス量が大きく拡大している一方で、質の確保が重要な課題となっており、支援の質の向上を図り、相談対応を含めた地域の支援体制を整える必要がある。

○ また、地域共生社会の実現・推進の観点から、

年少期からのインクルージョンを推進し、障害の有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合う経験を持てるようにしていく必要がある。

○ また、障害のある子どもも、成長した後は、大人として個を尊重され、成人に相応しい環境の中で過ごすことができる必要がある。

障害児入所施設に入所した児童が18歳以上となっても障害児入所施設に留まっている、いわゆる「過齢児」の課題については、児者それぞれに相応しい環境が確保されるよう、取組を一層進めるため、新たな移行調整の枠組みを構築していく必要がある。

○ こうした障害児支援を検討するに際しては、障害のある子どもの最善の利益の保障を第一にしながら、家族支援の視点を大切にすることが重要である。

(2) 障害者の多様なニーズに応じた就労の促進

○ 障害者の就労とその支援は着実に進展しているものの、利用者や働き方の多様化等、障害者の就労を取り巻く環境も変化している。こうした変化や課題に対応するため、雇用施策と福祉施策の一層の連携強化を図りながら、希望する障害者がより働きやすい社会を実現していく必要がある。

○ 障害者の希望や能力に沿った就労を支援するためには、本人の就労ニーズや能力・適性を客観的に把握・評価し、本人の可能性を狭めることなく、個々の状況に応じた適切な支援の提供につなげる必要がある。

3. 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現○ 障害福祉サービス等の利用者が多様化するとともに、障害福祉サービス等を提供する事業者が増加する中で、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスを提供するためには、事業者が提

供する障害福祉サービス等の質の確保・向上を図っていくことが重要である。

○ サービスの質の確保・向上に向けて、地域のニーズをより踏まえた事業所の指定の仕組みの見直しやサービスの質の適切な評価の在り方に関する検討、障害福祉分野におけるデータ基盤の整備、実地指導・監査の強化等についても、取組を推進する必要がある。

○ 障害福祉人材の確保・育成に向けて、処遇改善や仕事の魅力発信などの取組をより一層進める必要があるほか、様々な障害保健福祉分野のサービスが整えられていく中で、サービス提供事業者にとっても事務・手続き等の負担感が少なく、わかりやすい制度の在り方を検討する必要がある。



日本自閉症協会が1月 SNS より発信いたしました情報です。

1, セミナー（茨城県自閉症協会）

「親の備えから考える障がい者の親なきあとセミナー～後見制度を活用して障がいのある子の親なきあとに備えたい～」2022年2月18日（金）WEB 講演会2月19日（土）・20日（日）オンデマンド開催詳細：茨城県自閉症協会 HP をご覧ください。

<https://asibaraki2020.jimdofree.com/2021%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E8%87%AA%E9%96%89%E7%97%87%E3%82%BB%E3%83%9F%E3%83%8A%E3%83%BC/>

(Twitter) <https://twitter.com/asjoffice/status/1480825327660441605?s=20>

(Facebook) <https://www.facebook.com/asj.japan/posts/963390634291247>

2, 乗車体験（国土交通省）

12月27日に、国土交通省が主催のバスを使った「乗り方・使い方」を体験する実証プログラムに当協会から会員の親子6組が参加しました。乗車や下車など実際の場면을体験しながら、バスの運転手の方に困りごとを伝えることができました。

国土交通省 HP https://mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000307.html

(Twitter) <https://twitter.com/asjoffice/status/1481807367948075008?s=20>

(Facebook) <https://www.facebook.com/asj.japan/posts/964981480798829>

3, セミナー（岡山県自閉症協会）

セミナー「幼児期の自閉症療育 ～療育の意義を見つめ直す～」会場開催とオンライン開催があります。シェアいたします。

(Twitter) <https://twitter.com/asjoffice/status/1485806792496267264>

(Facebook) <https://www.facebook.com/asj.japan/posts/971476810149296>

4, (障害年金について)

(Twitter) <https://twitter.com/asjoffice/status/1486627619827482626>

(Facebook) <https://www.facebook.com/asj.japan/posts/973065509990426>

5, 「親の備えから考える障がい者の親なきあとセミナー～後見制度を活用して障がいのある子の親なきあとに備えたい～」2022年2月18日（金）WEB 講演会2月19日（土）・20日（日）オンデマンド開催詳細：茨城県自閉症協会 HP をご覧ください。

<https://asibaraki2020.jimdofree.com/2021%E5%B9%B4%E5%BA.../>

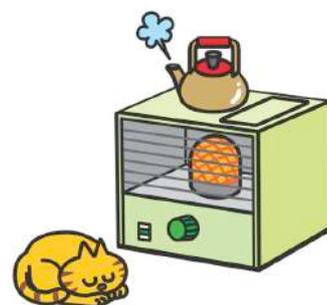
(Facebook) <https://www.facebook.com/asj.japan/posts/963390634291247>

(twitter) <https://twitter.com/asjoffice/status/1480825327660441605>

兵庫県独自の支援

兵庫県は、110件の新規事業を含む総額4兆2400億円余りの新年度予算案を発表しました。斎藤知事にとって初めての年度予算編成で、前年度に次ぐ過去2番目の規模となりました。発達障害の児童を受け入れる保育所や認定こども園への一部経費を補助する県独自の支援として3500万円が計上されました。

(2月16日関西テレビのニュース放送から)



日本自閉症協会のホームページに、これまで日本自閉症協会が発行した刊行物データが掲載されています。

<http://www.autism.or.jp/>

○発達障害の視点から見たギャンブル等の依存く多様性の理解と適切な支援のために「発達障害」の特性に配慮して、その人に合った無理のない生活と生きがいの獲得が依存から脱却することにつながることを考え、代表的な事例・解説・関連資料を掲載した小冊子を作成いたしました。

○防災・支援ハンドブック(改訂版) 2011年3月11日の東日本大震災は今も多くの人を苦しめ大変大きな傷跡を残しています。当協会は、平成20年に独立行政法人福祉医療機構「長寿・子育て・障害者基金」助成事業により防災ハンドブックを作成いたしました。おりましたが、今回の大震災の経験からさらに補強をする必要を感じ、厚生労働省平成23年度障害者総合福祉推進事業「災害時における自閉症をはじめとする発達障害のある方の行動把握と効果的な情報提供のあり方等に関する調査について」により内容の見直しをいたしました。

○「日本自閉症協会30年間の相談事業から得た自閉症スペクトラムの人たちの本人理解の視点(家族・支援者向け) ASDの人たちへの社会参加応援ブック」目次・はじめに
第1章 日本自閉症協会の専門相談実態調査の報告の概要(抄録)
第2章 強度行動障害への対応を考える
第3章 ひきこもり状態にあるASDの人への支援を考える
第4章 ASDの就労について考えるー就労について大切なことはー
第5章 専門相談における本人・家族支援ー主に支援者の方にお伝えしたいこと

ー参考文献

○メディア・ガイド(報道機関で働く皆さんへ) マスコミの報道で自閉症に対する誤った認識が広がることのないよう、一般社会のみならず正しい理解をしていただくために、作成したものです。

**エッセイコンテスト「grape Award 2021」
優秀賞作品：「心も温まるラーメン屋さん」 著者：イルミさん**

自閉症の息子に話しかけ続ける店員「障がい気付いていないのか」と思っていたら？
『心も温まるラーメン屋さん』…「今日のお昼ご飯は、何ですか?」「ラーメン」週末、電車の中で交わす息子との会話。息子は11歳。知的には1歳。自閉症。単語は少し言えますが、パターンになっていない会話は難しい。急に大きな声を出すこともあります。コロナ禍になり、マスクをすること、静かにすることが当たり前の世の中になった。しかし、両方苦手な彼にとってストレスな世の中になってしまった。そんな中でも、週末に通うトランポリン教室が楽しみだった。教室へ行く途中、外食をするのが習慣だった。しかし、コロナ禍になり、店内での飲食は、大声

禁止。難しくなった。電車で教室に向かっている途中、西新井駅のホームへ降りた。立ち食いラーメン店があった。ここなら、外だし、電車が通るから大きな声を出しても誰も気にしないかも。しかし、彼にとって、食事は座ってするもの。立って食べることができるだろうか?ドキドキしながら挑戦。大丈夫だった。しかも、このラーメンをととても気に入った。それから、週末通うようになった。常連になり、店員さんと話すようになった。いつも息子に「こんにちは」「元気?」「おいしかった?」彼が答えることはほとんどないが、普通に話しかけてくれる。大体の人は、息子の障がいがわかると、私に話しかけてくる。もしかして、障がいがあることに気づいてないの

かも?と思っていたある日、「ここにはいろんな人が来てね、ヘルパーさんと一緒にラーメンを食べにくる子もいるよ。ホームで大きな声でアナウンスの真似をしている子もいるよ。いつも大きな声で独り言を言っているから、聞こえないときは、今日はいないのかなと寂しくなってしまう。」と。私は、息子がいつも大きな声を出すたびに、ハラハラドキドキして、一生懸命止めていた。周りからの視線も気になり、皆に迷惑がられていると思っていた。それを、その子の存在とってくれる人がいてくれることに、とても心が救われ感動した。帰り際、いつも通り息子に「いつもいっぱい食べてくれるね」と。私は「ありがとうは?」と言葉を促した。すると、「言わなくても

わかっているから大丈夫」と、彼のペースを尊重してくれた。こんなに彼のことを理解してくれていることに、感謝の気持ちでいっぱいになった。私たち家族が安心して出かけることができる心のオアシスとなった。今週も、西新井の駅が近づくと車窓から外を見て、ワクワクする息子。らーめんの看板をみつけ、下車した瞬間「キー」と大きな声で叫びながら、ラーメン店に走っていく。その声を聞いて、「今日も来てくれたね」と、優しくほほえみかけてくれる店員さん。コロナ禍にならなかつたら、なかつた出会い。西新井駅のホームには、心も温まるラーメン店があります。（※エッセイコンテスト『grape Award 2021』優秀賞作品タイトル：『心も温まるラーメン屋さん』作者名：イルミさんの文より）

和4年1月27日
奈良県障害福祉課

奈良県のコロナ関連情報・障害者関連情報を提供します。

最新情報

○（1/31）奈良県新型コロナウイルス対策県・市町村会議の開催について
・新型コロナウイルス感染症の県内の感染動向及び感染症対策の現状等について、県と市町村間の情報共有を図るとともに、今後の取組について協議することにより、県・市町村と連携して対処することを目的とした会議を開催します。

HTML <https://www.pref.nara.jp/item/260440.htm>

○ 2022年1月19日 知事定例記者会見
・新型コロナウイルス感染症について



HTML <https://www.pref.nara.jp/27992.htm>

テキスト形式 <https://www.pref.nara.jp/60073.htm>

映像 https://www.youtube.com/watch?v=-f7s_BwrKpQ

○ 新型コロナワクチン接種状況等について
・新型コロナワクチン接種状況等について

HTML <http://www.pref.nara.jp/57762.htm>

PDF <https://www.pref.nara.jp/secure/243695/1201.pdf>

以下は前回の情報提供時から変更ありません。

○奈良県新型コロナウイルス感染症対策

感染拡大に対応できる医療提供体制を堅持し、適切な感染防止を図りながら日常生活を維持する
令和4年1月12日第30回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

コロナ関連情報について下記の記事を掲載しています。

HTML <https://www.pref.nara.jp/59997.htm>

PDF https://www.pref.nara.jp/secure/259806/20220112_naracoron30.pdf

映像 <https://www.youtube.com/watch?v=FgPQRE0it-c>

○（1/11）障害者雇用促進ジャーナルはたらく No. 15 を発行しました
・障害者の就労を応援する。

HTML <https://www.pref.nara.jp/secure/259784/journal15.pdf>

○ 自治体・個人・団体からの布製マスクの配布希望の申出について（締め切り延長 1/14 → 1/28）

・厚生労働省では、新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、布製マスクについては、希望する介護施設等への配布等をこれまで実施してきたところです。今般、事業の実施に伴い生じた在庫に関して、解消に向けた今後の進め方を別添のとおり整理したところ、今後、有効活用のために配布を希望する方等のニーズを十分に

踏まえながら、今後の進め方に沿って必要な対応を速やかに実施していくこととしており、有効活用の実施については、介護施設等に加えて、自治体及び個人等についても希望に応じて配布することといたしました。

・個人及び団体の募集の方法・配布の流れ

申込様式（EXCEL）に必要な項目を入力の上、専用メールアドレス

「mask-kojinn@mhlw.go.jp」へ様式を添付の上送付。

HTML https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifu_kibou.html

○ 奈良県新型コロナウイルス検査促進事業の実施について（感染拡大傾向時の一般検査）（当分の間）

・オミクロン株の市中感染が奈良県を含めた近隣府県において発生していることから、奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、「感染に不安を覚える無症状者に対し、検査を受けること」を県民に要請し、無料検査を実施します。

HTML <https://www.pref.nara.jp/59958.htm>

○ 奈良県新型コロナウイルス検査促進事業の実施について（ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業）（3/31まで）

・健康上の理由等でワクチン接種を受けられない方が、「ワクチン・検査パッケージ制度」等で必要となる検査（PCR検査等、抗原定性検査）について、令和4年3月31日まで、無料化します。

HTML <https://www.pref.nara.jp/59953.htm>

宮古島・息子2人殺人事件 検察8年求刑 弁護側無罪主張

母親の責任能力が争点です。2021年、宮古島市で息子2人の首を絞めて殺害した罪に問われている母親の裁判が開かれ検察側は懲役8年を求刑し弁護側は無罪を主張しました。起訴状などによりますと宮古島市の脇田亜希子被告（40）は2021年2月、宮古島市の自宅で当時5歳と3歳の息子2人の首をベルトやロープで絞めつけて殺害した罪に問われています。2月14日の裁判で母親の弁護側は、「犯行当時、自閉症スペクトラム特性に抑うつ障害を併発し、心神喪失状態であった」として無罪を主張。一方、検察側は精神障害が犯行に影響していたとしても、行動制御能力はあり心神喪失状態には至っていないとして、懲役8年を求刑しました。判決は2月24日に言い渡されます。（沖縄ニュース QAB2/月14日記事より）





日本自閉症協会
94100729

ASJ総合保障

● 自閉症スペクトラムのための総合保障のご案内 ●

自閉症スペクトラムの人たちやご家族の多くが、日ごろ心配に思っている入院や他人への損害賠償などの不安を少しでも軽くするための保険です。



■ 病気とケガでの入院に備えて

入院保障
※入院2日目から給付

- 付添介護費用保険金
- 入院臨時費用保険金
- 差額ベッド費用保険金
- 入院諸費用保険金

死亡弔慰金

- 死亡が確認された場合5万円

自閉症スペクトラムのための保険事業
一般社団法人 日本自閉症協会
<http://www.autism.or.jp/>



■ ケガをした時や他人への賠償責任を負った時と弁護士等を利用された時に備えて (普通傷害保険)

弁護士等を利用した際の費用

1. 損害賠償請求費用 1事故あたり200万円限度
2. 法律相談費用 1事故あたり5万円限度 (1回1万円限度)
3. 弁護士接見費用 1事故あたり1万円限度

傷害保険

- 入院保険金
- 手術保険金
- 通院保険金
- 死亡保険金・後遺傷害保険金

他人への損害賠償金

- 個人賠償責任保険金

引受保険会社
AIG損害保険 株式会社
<https://www.aig.co.jp/sonpo>



一般社団法人 日本自閉症協会 ASJ保険

2022年4月1日改訂版

申し込みができる人

●被保険者は自閉症スペクトラムの方が対象となります。

- (1) 一般社団法人日本自閉症協会の正会員(加盟団体)の構成個人正会員及び個人賛助会員の方
- (2) 一般社団法人日本自閉症協会の自助会員及び個人賛助会員の方

(1)(2)以外の方がご加入頂く場合は加入手続きと同時に自助会員となって頂きます。

・自助会員とは本協会の目的に賛同し自閉症スペクトラム障害について関心を持ち理解を深めるために入会した会員

保険期間

- (1) 毎年4月1日から1年間とし、次年度は4月1日更新となります。
- (2) 新規加入(途中加入を含む)の場合、一般社団法人日本自閉症協会 ASJ 保険入院保障のみ3ヶ月の保障除外期間があります。

お支払いの対象者

●被保険者(本人)

掛 金

<途中加入の場合>

	日本自閉症協会の 正会員 (加盟団体)の個人会員の方 (加入プランA)	自助会員の方 (加入プランB)	<途中加入の場合>					
			加入日	個人会員 (プランA)	自助会員 (プランB)	加入日	個人会員 (プランA)	自助会員 (プランB)
年間掛金	15,900円	17,900円	4月1日	15,900円	17,900円	10月1日	8,210円	10,210円
内 訳	ASJ 保険 6,100円	ASJ 保険 6,100円	5月1日	14,620円	16,620円	11月1日	6,920円	8,920円
	AIG 損保 9,300円	AIG 損保 9,300円	6月1日	13,330円	15,330円	12月1日	5,630円	7,630円
	年会費 500円	年会費 2,500円	7月1日	12,040円	14,040円	1月1日	4,350円	6,350円
			8月1日	10,760円	12,760円	2月1日	3,070円	5,070円
			9月1日	9,470円	11,470円	3月1日	1,770円	3,770円

※一家族でお子様が2名以上加入されている場合は、2人目から12,350円(ASJ保険:3,050円+AIG損保:9,300円)となります。

※加入プランA・加入プランBともに保障の内容は同じですが、年会費が異なります。※上記にはASJ保険料・AIG損保保険料・年会費を含みます。

加入申し込みはASJ 保険事務局へ

- 所定の保険契約書(預金口座振替依頼書)に記入・捺印の上、ASJ 保険事務局へ送付してください。
 - ・保険契約書が2月10日までに事務局に届いたときは
 - 4月1日から1年分の掛金を4月12日に口座より自動振替いたします。
 - ・保険契約書が2月11日から3月18日の間に事務局に届いたときは
 - 次年度分掛金の自動振替はできませんので現金にて指定口座までお振込みをお願いします。
- 毎月、途中加入を受け付けております。加入希望月の前月20日が申込み締め切り日となります。加入日を○で囲み、月割り掛金を申込みと同時に振込みください。途中加入での月割り掛金はすべて現金でのお振込みとなります。
- 施設等で一括加入のときはASJ 保険事務局までご連絡ください。

掛金振込み先

下記のいずれかにお振込みください。

- ・みずほ銀行 築地支店 普通預金2767668 一般社団法人日本自閉症協会 ASJ 保険事務局
- ・郵便振替口座 00120-0-571033 一般社団法人日本自閉症協会 ASJ 保険事務局

(お問い合わせ)

一般社団法人 日本自閉症協会 ASJ 保険事務局

〒104-0044 東京都中央区明石町6-22 築地ニッコンビル6F

TEL:03-5565-2020 FAX:03-5565-2021〔営業日〕月~金(祝・祭日除く)10:00~16:00

フリーダイヤル:0120-880-819 Email: asj-hoken@autism.or.jp

ホームページ <http://www.autism.or.jp/>

毎年
4/2は

国連の定めた

世界自閉症啓発デー

※国連が定める啓発デーには、3月21日の「世界ダウン症の日」もあります。



World Autism Awareness Day

発達障害啓発週間 4月2日～8日



知っていますか？ 私のこと。自閉症のこと。



セサミストリートには、多様な豊かなキャラクターがたくさん登場します。オレンジ色の髪をした女の子「ジュリア」は、自閉症の特性があるキャラクターです。

Sesame Street® and related characters, trademarks and design elements are owned and licensed by Sesame Workshop. ©2022 Sesame Workshop. All rights reserved.

応援メッセージを募集しています

日本各地で啓発イベントが行われます。詳しくは公式サイトへ

世界自閉症啓発デー 日本実行委員会公式サイト
<http://www.worldautismawarenessday.jp/>

啓発デー

#世界自閉症啓発デー



主催 厚生労働省(発達障害情報・支援センター)
一般社団法人日本自閉症協会

共催 文部科学省 国立特別支援教育総合研究所 全日本自閉症支援者協会 日本自閉症スペクトラム学会
日本発達障害ネットワーク 発達障害者支援センター全国連絡協議会 全国情緒障害教育研究会
全国児童発達支援協議会 自閉症児者を家族にもつ医師・歯科医師の会 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

お問い合わせ先 一般社団法人日本自閉症協会 Tel.03-3545-3380 Fax.03-3545-3381 ✉ asj@autism.or.jp

発行人：関西障害者定期刊行物協会
 住所：〒543-0015
 大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F
 編集人：奈良県自閉症協会
 定価：100円



一九九六年五月一日第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行